

平成 28 年度  
財政援助団体等  
監査結果報告書

指定管理者      ダイバーシティコミュ・東建社グループ

所管部課      協働推進部協働推進課

武蔵村山市監査委員



写

武監発第11号  
平成28年7月11日

武蔵村山市長  
藤野 勝 様

武蔵村山市監査委員 原田 友義

武蔵村山市監査委員 波多野 健

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

この監査結果に基づき、またはこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知するものとする。

# 平成 28 年度 財政援助団体等監査結果報告書

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

### 2 監査の対象

#### (1) 指定管理者

ダイバーシティコミュ・東建社グループ

#### (2) 所管部課

協働推進部協働推進課

### 3 監査の範囲

平成 27 年度の公の施設（武蔵村山市緑が丘ふれあいセンター）の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況。

### 4 監査の期間

平成 28 年 5 月 10 日から平成 28 年 7 月 11 日まで

### 5 監査の着眼点

#### (1) 指定管理者

- ① 施設は、関係法令等の定めるところにより管理・運営されているか。
- ② 協定書等に基づく義務の履行は、適正に行なわれているか。
- ③ 施設管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行なわれているか。
- ④ 出納関係諸帳簿の整備は適正に行なわれているか。
- ⑤ 利用促進のための努力はなされているか。

#### (2) 所管部課

- ① 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- ② 指定管理者の指定及び協定の締結は、関係法令等に基づき適正かつ公平に行われているか。
- ③ 指定管理料に関する経費の算定、支出手続き等は、規則、協定等に従い適正に行なわれているか。
- ④ 指定管理者に対する指導監督は、適切に行われているか。
- ⑤ 業務の履行確認は、事業報告書等により行われているか。

## 6 監査の方法

監査の対象である指定管理者及び所管部課に対して、関係資料の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との審査照合及び関係者からの説明聴取等を実施した。

## 7 説明の聴取

実施月日	対象	場所
5月27日(金)	指定管理者	緑が丘コミュニティセンター学習室
	所管部課	中部地区会館 405 会議室

## 8 監査を実施した監査委員

原 田 友 義  
波多野 健

## 第2 監査の結果

### 1 監査の結果

公の施設の管理の業務に係る出納、その他の事務は 適正かつ効率的に執行されており、全般的におおむね良好であると判断した。

なお、一部に検討等を要する事項が見受けられたので、次に記述する。

### 2 検討等を要する事項

#### (1) 指定管理者に対する監査の結果

##### ① 仮払金及び未収入金の処理について

仮払金及び未収入金については、遅滞なく精算すべきものであるが、相当期間、精算がなされていない状況にあった。今後は、遅滞なく処理されたい。

##### ② 利用の促進について

利用の促進に向けて、事業を行っているところであるが、今後も、施設の利便性を図り、新規事業などで広く市民の来館を促すことを期待する。

#### (2) 所管部課に対する監査の結果

##### ① 業務報告書について

業務報告書の内容及び形式等について、工夫するよう指導されたい。

##### ② 予算の積算について

予算の積算について、決算との乖離が見受けられるので、精査されたい。

### 3 まとめ

監査の対象となった指定管理者及び所管部課においては、検討等を要する事項にも十分留意し、事務事業について、計画的な執行、さらには今後においても、連携を密にし、市民に親しみを持たれる施設として更なる充実に努められたい